1号紙

認定機関名	陸上幕僚長	業務隊長等名	大宮駐業長
原簿番号	5684	台帳番号	大宮 23－1

大宮駐業第１２０５号
２３．８．３０

陸上幕僚長　殿

大宮駐屯地業務隊長 （印：大宮駐屯地業務隊長之印）

公務~~（通勤）~~災害発生報告書

（法定第３号）

1 災害の概要	原子力災害派遣中の福島原子力発電所3号機建屋の水蒸気爆発による[redacted]	
2 災害を受けた者	所属（駐屯地）	中央特殊武器防護隊（大宮）
	ふりがな 官職氏名 生年月日（年齢）	[redacted]
3 補償を受ける者	現住所	[redacted]
	ふりがな 氏名（続柄） 生年月日	本人
4 災害の内容	発生日時	平成２３年3月１４日（月）１１時０１分頃
	発生場所	（福島原子力発電所３号機付近）
	傷病名 （病名決定にかかる医療機関名）	傷病名：[redacted] 傷病の部位：[redacted] 程度 [redacted] （放射線医学総合研究所　重粒子医科学センター病院）
5 隊員又は遺族から申し出があった場合の内容		

6　災害発生の状況等

(1) 職務従事を説明する根拠命令等
中特防行原命第１－８号（２３．３．１４）

(2) 恒常業務及び災害発生当時の職務内容，地位等
恒常業務：第１０２特殊武器防護隊 [redacted]
災害発生時：給水隊 隊本部 [redacted]

（印：陸上幕僚監部法務官 受 23.9.8 付 第742号）

保存期間：１０年
分類番号：Ｂ－Ｂ２－Ｂ１７

（印：第463号 23.9.-7）

2号紙

氏　　名	[redacted]

(3) 災害発生の状況

平成23年3月14日（月）[redacted]（以下「被災者」という。）は、中特防行原命第1－8号（23．3．140910i）に基づき、福島原子力発電所緊急事態対処のため、福島第1原子力発電所に対する給水支援給水隊[redacted]として参加した。

1000頃、集結地である大熊町役場から福島第1原子力発電所ゲートに到着し、ゲート係員から進入許可を受け、中央特殊武器防護隊長（以下「隊長」という。）の乗車する小型車両（操縦手：[redacted] 車番03－5276）、水タンク車1号車（車長[redacted] 操縦手[redacted] 車番 31－1047）、水タンク車2号車（車長[redacted] 操縦手[redacted] 車番 31－1066）（以下「車両」という。）の順番で同発電所敷地内に進入した。

第3号炉へ向かう途中、管理事務所において、当初装着していた防護マスクから防護性能の高い専用防護マスクに交換し、機密点検を実施し、1.030頃、普通乗用車に乗車した東京電力社員に続いて、前記車両編成の順番で第3号炉建屋へ向け前進した。

1100頃、[redacted]第3号炉建屋内で水蒸気爆発が発生し、[redacted]したことにより受傷した。

[redacted]

(4) 現　認　者

別添「現認書」のとおり

(5) 災害発生の原因

本災害は、福島第1原子力発電所第3号炉建屋内で水蒸気爆発が発生した際、[redacted]したことにより発生したものと思料する。

3号紙

氏　名	[redacted]

(6) 災害発生から報告までの療養状況及び休務，就業の状況

（就業の状況）　23.3.14　　3.17 3.18　　4.20　　8.30

[redacted]

（療養の状況）　発生　　　報告

放射線医学研究所
重粒子医科学センター病院　　自衛隊中央病院　　自衛隊中央病院

7　公務・~~通勤上（外）~~の災害と判断した理由

本災害は、中特防行原命第１－８号（２３．３．１４０９１０ｉ）に基づく原子力災害派遣中第一原子力発電所に対する給水支援に伴い発生した災害であり、「災害補償制度の運用について（昭和48.11.1職厚９０５）[redacted]に該当する公務上の災害と判断する。
なお、[redacted]

8　添付書類等の名称及び部数

■診断書　■現場見取図　■現認書　□医師の意見書　□身体歴　□剖検記録　□交通事故証明書
■その他の資料（中特防行原命第１－８号、申立書、事故状況写真）

9　業務隊長等の調査事項

(1) 調査担当官
大宮駐屯地業務隊　総務科　防衛事務官 [redacted]

(2) 調査の時期　　平成２３年４月１２日から平成２３年８月３０日

(3) 調査の方法，内容（場所，関係，資料等）

ア　中央特殊武器防護隊からの災害速報に基づき、中央特殊武器防護隊１科長と大宮駐屯地業務隊総務科事務室および中央特殊武器防護隊１科事務室において、関係者から災害発生の状況等について事情を徴収し関係書類の提出を求めた。

イ　放射線医学総合研究所重粒子医科学センター病院から診断書を取得した。

この災害について，上記のとおり調査確認し，この報告書を作成した。

平成 23年 8月 30日

所属 大宮駐屯地業務隊　官職 防衛事務官　氏名 [redacted]

(注) 1　災害の概要については，「銃剣道連続訓連中の転倒による左膝内側側副靭帯損傷」，「出勤途上の自動車事故による頚部損傷」等，災害の概要を簡潔に記載すること。
2　災害発生の状況において文章のみで表現し難いとき，また器材等の名称，構造，部位等の関係について理解が困難な場合は，要図・写真等を添付すること。
3　現認書は，現認者が前ページの「(3) 災害の発生の状況」及び「(5) 災害発生の原因」欄を確認後押印した場合は不要。ただし，発生の状況が複雑で認定が困難と思われる場合は添付すること。
4　通勤による災害における交通事故証明書は，自動車安全運転センターにて入手すること。添付すべきその他の資料として通勤届の写し，退勤時の災害については部隊等の長の勤務証明等がある。
5　調査に際して取得した書類はすべて「９(3) 調査の方法，内容」欄に明記し，一件書類と共に保管しておくこと。